

**「普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託」
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この要領は、「普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

2 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
 - (3) 過去5年間に国・地方公共団体等に対する大規模土地利用計画又は駐留軍用地跡地利用に関する調査研究実績を有する者。なお、ここでいう大規模土地利用計画とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を指す。
 - (4) 今回の委託業務を実施するために、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者
 - ア 管理技術者は以下(a)から(c)のいずれかの資格を有する者であること。
 - (a) 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）及び技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (b) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者（平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者）
 - (c) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - イ 照査技術者は以下(a)から(c)のいずれかの資格を有する者であること。
 - (a) 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (b) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者（平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者）
 - (c) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ウ 管理技術者及び照査技術者は、令和3年度以降に完了した業務において、以下(a)から(d)のいずれかの業務実績を1件以上有しなければならない。
 - (a) 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務
 - (b) 都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務
 - (c) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に係る計画作成に関する業務
 - (d) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に基づき実施する駐留軍用地跡地利用に係る計画作成に関する業務
- なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。県内に本店又は支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。
※県内に営業所を有する法人については業務形態を確認し、応募資格の有無を判断する。
共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすものであること。
 - ウ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が(3)の要件を満たすものであること。

- エ 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者であること。
(6) 指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託
- (2) 業務の概要
特記仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 成果品の体裁
- | | |
|---------------|--------------------------|
| 業務概要版 | 2部(4枚程度) |
| A4版報告書(くるみ製本) | 20部(必要な頁については、カラー刷りとする。) |
| プレゼンテーション版 | 2部(パワーポイント仕様とする。) |
| 成果のデジタル版 | 2部(上記のデータをCD等に収めること。) |

4 企画提案書等の提出

- (1) 提出物
- ア 応募申請書(様式1)
- イ 参加資格誓約書(様式2)
- ウ 共同企業体資格申請書(様式3) ※共同企業体の場合
- エ 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合
構成員のほか沖縄県及び宜野湾市が各自所持するものとする。
- オ 企画提案書(様式6)
企画提案書の提出に当たっては、送付書(様式5)を1部添付すること。
企画提案書は全体で **10頁以内**(表紙・目次は除く)とし、**10部**提出する。
- ① 様式
A4版縦を基本とし必要に応じてA4版横を可とする。
- ② 記載事項(括弧内番号は特記仕様書4の該当箇所)
- ・ 調査の視点
 - ・ 業務のフロー
 - ・ 中南部都市圏における普天間飛行場跡地の位置づけ、まちづくり理念の明確化(1)
 - ・ 行程計画に基づく「目標を定め重点的に取り組む項目」に関する検討等(2)
 - ・ 大規模公園の検討(3)
 - ・ 関係機関協議支援業務(4)
 - ・ 合意形成の促進及び県内に向けた継続的な情報発信(5)
 - ・ 普天間飛行場跡地利用推進会議等の開催補助(6)(7)
 - ・ 「行程計画」の更新の支援(8)
 - ・ 有識者ヒアリング、「全体計画の取りまとめ(骨子案)」の作成(9)(10)
 - ・ 委託業務の執行体制
 - ・ 業務行程表
 - ・ その他
- カ 応募説明書
- ・ 応募説明書は企画提案書(様式6)とは別綴りとし、**10部**提出する。なお、記載事項は以下のとおり。
 - ・ 会社概要(設立年月日、資本金、年商(過去5年間)、業務内容、組織図)
 - ・ 職員の状況(研究員の人数・資格等)
 - ・ 過去5年間の類似調査の実績と内容

- ・今回業務の執行体制（役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格）
- ・費用内訳書（各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記し提出する。
ただし、令和8年度契約上限額は消費税込みで **50,039,000円**とする。）

注：費用内訳書の作成にあたっては「土木設計業務等積算基準（令和7年度版）」を参考にし、設計業務等技術者単価は令和8年3月適用の単価を用いること。

ただし、特記仕様書4.（5）のうち1）の開催運営及び2）の直接人件費及び一般管理費は、特記仕様書9のとおりとする。

注：推進会議、検討会議、情報発信、事例調査等にかかる経費等（委員謝金、旅費、会場使用料等）、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

注：単価等については特記仕様書9参照

(2) 提出期限

ア 質疑書（様式4）

令和8年4月13日（月）16:00（持参、郵送、FAXまたはE-mail）

※回答は沖縄県ホームページにおいて随時掲載予定

イ 応募申請書（様式1）、参加資格誓約書（様式2）

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書（様式3）、共同企業体協定書

令和8年4月16日（木）16:00（持参または郵送）

ウ 送付書（様式5）、企画提案書（様式6）及び応募説明書

令和8年4月23日（木）12:00（持参または郵送）※**10部**提出

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課跡地利用推進班 担当：渡嘉敷、東恩納

電話：098-866-2040 FAX：098-866-2559

E-mail：aa015008@pref.okinawa.lg.jp

※FAX又はE-mailの送付後は、速やかに担当まで電話連絡し、受信確認を行うこと。

5 企画提案書の選定方法等

(1) 一次審査：令和8年4月24日（金）予定

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課及び宜野湾市基地政策部まち未来課で一次審査を行い、上位3者程度を選定する。

ただし、応募申請者が3者以下の場合の第一次審査は、資格審査のみとし、適格者全てを二次審査の対象とする。なお、応募申請者（適格者）が1者の場合においても、その1者で二次審査を実施する。

選定された事業者に対しては、県土・跡地利用対策課から結果及び二次審査実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等通知は電子メールで行う。

(2) 二次審査：令和8年5月1日（金）午後予定

二次審査は、提出された企画提案書について、「普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託企画提案書選定委員会」を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定する。

なお、審査項目及び点数配分については、別途掲載する。

- ・問題把握の的確性
- ・提案内容（提案の的確性、独創性、実現性等）
- ・提案者の業務実績・執行体制
- ・その他

審査結果については、県土・跡地利用対策課から応募者に対して通知する。結果等通知は電子メールで行う。

6 委託契約

(1) 契約の締結

最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県及び宜野湾市は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、沖縄県及び宜野湾市と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

(2) 調査経費の負担

調査に要する経費は、沖縄県と宜野湾市で折半する。

7 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。